

公益財団法人愛媛県消防協会 評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

- 第1号議案 愛媛県消防協会の事務所について
費用をできる限り抑えた建て替えを目標とするから、大規模改修へ変更すること。
- 第2号議案 耐震診断・耐震改修設計について
総工費を算出することと、「大規模改修」が費用を抑えかつ長期的に資産を有効活用できる選択なのかを確定させるために、設計士へ耐震診断・耐震改修設計を依頼する。
業者の選定は執行部へ一任。
- 第3号議案 公益目的事業積立金の会館補修修繕等積立金への繰入について
公益目的事業積立金 700 万円は使用目的が明文化されておらず、遊休財産であることから、会館補修修繕等積立金へ繰入れし、遊休財産の保有上限額対策とすること。
- 第4号議案 理事の辞任に伴う補欠選任について
辞任した理事

氏 名	所 属
たちの 立野 好仁	前 久万高原町消防団長

選任された理事

氏 名	所 属
たきうち 瀧内 光雄	久万高原町消防団長

2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

大西 浩司

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和 5 年 9 月 20 日

4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事

大西 浩司

令和 5 年 9 月 1 日、理事 大西 浩司が全評議員 17 名に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記 1 の内容の提案書を発し、当該提案につき令和 5 年 9 月 20 日までに評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、定款第 20 条に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 5 年 9 月 29 日

公益財団法人愛媛県消防協会
代表理事 大 西 浩 司